平成２５年（フ）第８１号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目17番18―10号
債務者　野間口實男
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩本将司
4　破産債権の届出期間　平成25年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６０１号
神戸市中央区下山手通２丁目13番17号　新晃ビル401号
債務者　合田　順一
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４０号
高知市福井扇町11番18号
債務者　松林真郁子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　直彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４１号
高知市東秦泉寺127番地５
債務者　溝渕　茂高
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７５６号
大阪府大阪狭山市今熊６丁目477番地
債務者　中嶋　拓雄
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６８号
堺市美原区菩提16番地１　マンション・ベータ103号、前住所堺市美原区阿弥19番地17
債務者　望月　　建
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
兵庫県西宮市北名次町２番35―102号
債務者　ラックスマンこと　岩谷　　博
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　志帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
福岡県八女市高塚498番地５
債務者　木下　政照
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１８７号
埼玉県深谷市原郷305番地87
債務者　松本　英之
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　自在　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４９９号
横浜市戸塚区原宿３丁目13番２―102号
債務者　甘糟　　毅
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畔柳　秀勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４５号
和歌山県東牟婁郡串本町串本40番地54　ハイツエルマール202号室、前住所三重県三重郡菰野町大字菰野8562番地
債務者　松本　　忍
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３０２号
愛知県豊田市土橋町５丁目８番地９
債務者　古谷　佳久
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
愛知県豊田市石畳町坂下255番地30
債務者　杉林　康生
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
埼玉県川越市大字的場2747番地　的場団地Ｋ５―306号室
債務者　齋藤美乃恵
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３０号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目２番29号サンシャイン大原202
債務者　西岡亜矢子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７５号
岐阜県揖斐郡池田町本郷361番地の１　スペース12　２Ａ
債務者　作道　勇美
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係